平成２５年（フ）第４４８２号
大阪府高槻市北大樋町48番28号
債務者　本田　　華
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４９５号
大阪府摂津市新在家２丁目32番32号
債務者　細川　博文
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５６４号
大阪府茨木市本町３番７号　ハイツオオキタ本町310号
債務者　山内　達也
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２５号
大阪府寝屋川市木屋町２番１―711号
債務者　松永　修久（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６４５号
大阪市西成区岸里３丁目13番４―106号
債務者　清水　俊克
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９９号
熊本県菊池郡大津町大字中島61番地２
債務者　米田　健人（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１３号
岐阜県各務原市前渡北町２丁目５番地
債務者　佐藤晴子こと　金　　春子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
福岡県直方市大字上新入3412番地１、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎403番地の10
債務者　春田優里奈（旧姓樽見）
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１１７号
福島県郡山市富久山町八山田字勝木沢33番地高橋貸家
債務者　榊田　朝子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
金沢市西泉３丁目73番地１　ファームハイツ舘102号室
債務者　上村　　悟
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６２５号
神戸市北区藤原台中町２丁目12番４号
債務者　東良　由美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８３号
兵庫県宝塚市青葉台１丁目１番７―335号、前住所大阪府高槻市松原町20番17号
債務者　鯛谷　二郎
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
兵庫県伊丹市南本町１丁目１番12―207号
債務者　中原二三夫
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
兵庫県川西市けやき坂４丁目11番地の１、前住所大阪府箕面市如意谷４丁目６番14―806号
債務者　宮本　直子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
長崎県長崎市金堀町17番２号　古賀アパート201号室、旧住所長崎県長崎市中里町1728番地　草野アパート102号
債務者　山田マサ子
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
大分県中津市大字高瀬54番地７
債務者　宮崎　隆史
1　決定年月日時　平成25年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２５４号
宮崎市佐土原町下那珂2657番地７
債務者　岩本　秀一
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
宮崎地方裁判所破産係